

平成29年8月7日
(第5回臨時会)

美瑛町議会議案

議 案 目 次

議案第1号	平成29年度美瑛町一般会計補正予算について	----- 1~ 6
議案第2号	請負契約の締結について	----- 7
議案第3号	財産の取得について	----- 8
議案第4号	訴訟の提起について	----- 9~14
報告第1号	専決処分について	-----15

議案第1号

平成29年度 美瑛町一般会計補正予算（第3号）

平成29年度美瑛町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,106,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年8月7日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 寄附金		12,058	7,080	19,138
	1 寄附金	12,058	7,080	19,138
18 繰越金		71,599	4,120	75,719
	1 繰越金	71,599	4,120	75,719
歳入合計		10,095,000	11,200	10,106,200

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,661,663	4,120	1,665,783
	1 総務管理費	1,628,756	4,120	1,632,876
12 諸支出金		480,605	7,080	487,685
	1 普通財産取得費	12,375	7,080	19,455
歳出合計		10,095,000	11,200	10,106,200

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		寄附金	12,058	7,080	19,138
	1	寄附金	12,058	7,080	19,138
	1	寄附金	12,058	7,080	19,138
18		繰越金	71,599	4,120	75,719
	1	繰越金	71,599	4,120	75,719
	1	繰越金	71,599	4,120	75,719

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 寄附金	7,080	1 まちづくり寄附金
1 繰越金	4,120	1 前年度繰越金

(歳 出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
2						
	総務費	1,661,663	4,120	1,665,783		4,120
1	総務管理費	1,628,756	4,120	1,632,876		4,120
	2 一般管理費	66,114	100	66,214		100
	12 諸 費	79,620	4,020	83,640		4,020
12						
	諸支出金	480,605	7,080	487,685	7,080	
1	普通財産取得費	12,375	7,080	19,455	7,080	
	8 丘のまちび えいまちづ くり基金費	12,057	7,080	19,137	寄附金 7,080	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 交 際 費	100	1 みんなで歩むまちづくり (1) 交際費 交際費	100 100 (100)
8 報 償 費	3,204	1 みんなで歩むまちづくり (1) 開拓記念式典事業	4,020 610
11 需 用 費	10	報償(物) 消耗品費(物)	(600) (10)
12 役 務 費	147	(2) まちづくり寄附管理事業 報償(物)	2,751 (2,604)
13 委 託 料	648	手数料(物)	(147)
22 補償補填及 び賠償金	11	(3) 建物収去土地明渡請求訴訟費用 業務委託(物) 補償金(補)	659 (648) (11)
25 積 立 金	7,080	1 みんなで歩むまちづくり (1) 丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 積立金(積)	7,080 7,080 (7,080)

議案第2号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年8月7日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

工事名	契約の方法	契約金額	契約先
町道白金美瑛線水楽橋道路災害復旧工事	随意契約	円 220,320,000	美瑛町旭町1丁目6番17号 株式会社 丸善建設 代表取締役社長 富塚 幸一

(参考資料)

工事内容	工期	その他
復旧延長 L=31.2m PCT桁橋 L=31.2m W=5.5m 下部工(逆T式橋台) 1基 連節ブロック工 L=65m A=265㎡(内布設替 A=50㎡) 各一式	自 本契約の翌日 至 平成30年3月30日	入札指名業者名 1. 株式会社 清水組 2. タカハタ建設 株式会社 3. 浜塚建設工業 株式会社 4. フクハラ建運 株式会社 5. 株式会社 丸善建設 第1回目及び第2回目不落のため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約

議案第3号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年8月7日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

取得財産	契約の方法	契約金額	契約先
スクールバス 1台	指名競争入札 による落札	円 6,804,000	旭川市永山3条14丁目1番2号 三菱ふそうトラックバス 株式会社 北海道ふそう旭川支店 支店長 佐野 範哉

(参考資料)

取得目的	規格・形式・納期	その他
通学児童生徒及び一般住民輸送用バスの購入	規格・形式 小型車(29人乗) 寒冷地仕様 納期 平成30年2月20日	入札指名業者名 1. 旭川トヨタ自動車 株式会社 タムザ神居店 2. 美瑛町農業協同組合 3. 北海道日野自動車 株式会社 旭川支店 4. 三菱ふそうトラックバス 株式会社 北海道ふそう旭川支店 第1回目落札(落札率77.4%)

議案第4号

訴訟の提起について

下記のとおり建物収去土地明渡請求の訴訟を提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年8月7日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

1 当事者

原告 美瑛町

代表者 美瑛町長 浜田 哲

被告 北海道上川郡美瑛町

町内在住者

2 請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対し、物件目録記載2の建物を収去して同目録記載1の土地を明け渡せ。

(2) 被告は、原告に対し、別紙物件目録1別紙図にあるホームタンク、アンテナ、庭石、浄化槽、排水管(36.4m)、給水管(15.2m)を撤去せよ。

(3) 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに(1)及び(2)について仮執行の宣言を求める。

3 請求の原因

(1) 原告は、物件目録記載1の土地を所有している。

(2) 被告は、物件目録記載2の建物を所有し、何らの権原なく別紙物件目録1別紙図の①㊸㊹㊺㊻㊼を順次結ぶ線内斜線部分の本件土地を占有している。

(3) 被告は、何らの権原なく別紙物件目録1別紙図のホームタンク、アンテナ、浄化槽、排水管、給水管を設置し、また、庭石を置き、別紙物件目録1別紙図の各土地部分をそれぞれ占有している。

(4) よって、原告は、被告に対し、所有権にもとづき、物件目録記載2の建物の収去及び別紙物件目録1別紙図のホームタンク等の撤去を求めるとともに、本件土地の明け渡しを求める。

4 訴訟の方針

(1) 任意の交渉による建物収去土地明渡が困難であることから、弁護士に委任の上、旭川地方裁判所に提訴する。

(2) 訴訟物の価額によれば、旭川簡易裁判所への提訴も可能だが、事案の性質に鑑み旭川地方裁判所に提訴する。

(3) 第一審判決に不服がある場合は、札幌高等裁判所に控訴を申し立てる。

5 裁判所

旭川地方裁判所

物 件 目 録

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 所 在 | 上川郡美瑛町字美瑛原野 |
| | 地 番 | 7 5 1 5 番 2 3 |
| | 地 目 | 山林 |
| | 地 積 | 6 2 4 2 6 m ² のうち別紙図の①②③④⑤を順次結ぶ線内斜線部分 |
| 2 | 所 在 | 上川郡美瑛町字美瑛原野7 5 1 5 番地2 3 |
| | 家屋番号 | 7 5 1 5 番 2 3 |
| | 種 類 | 事務所 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床面積 | 1階 1 2 5 . 3 5 m ²
2階 3 6 . 3 0 m ² |

訴 状

平成 年 月 日

旭川地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 成 川 毅
同 弁護士 浅 野 綾 子

〒071-0292 上川郡美瑛町本町4丁目6番1号

原 告 美 瑛 町
上記代表者町長 浜 田 哲

〒070-0033 旭川市3条通11丁目2229-19

弁護士法人ほくと総合法律事務所旭川オフィス（送達場所）

原告訴訟代理人弁護士 成 川 毅
同 弁護士 浅 野 綾 子

電 話 0 1 6 6 - 2 2 - 1 4 0 0

F A X 0 1 6 6 - 2 2 - 1 4 9 9

〒071- 上川郡美瑛町

被 告 町内在住者

建物収去土地明渡請求事件

訴訟物の価額 金10万円

貼用印紙額 1000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載2の建物を収去して同目録記載1の土地を明け渡せ。
- 2 被告は、原告に対し、別紙物件目録1別紙図にあるホームタンク、アンテナ、庭石、浄化槽、排水管（36.4m）、給水管（15.2m）を撤去せよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに第1項及び第2項について仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

- 1 原告は、別紙物件目録記載1の土地を所有している。
- 2 被告は、別紙物件目録記載2の建物を所有し、何らの権原なく別紙物件目録1別紙図の①㊸㊹㊺㊻を順次結ぶ線内斜線部分の本件土地を占有している。
- 3 被告は、何らの権原なく別紙物件目録1別紙図のホームタンク、アンテナ、浄化槽、排水管、給水管を設置し、また、庭石を置き、別紙物件目録1別紙図の各土地部分をそれぞれ占有している。
- 4 よって、原告は、被告に対し、所有権にもとづき、別紙物件目録記載2の建物の収去及び別紙物件目録1別紙図のホームタンク等の撤去を求めるとともに、本件土地の明け渡しを求める。

以上

証 拠 方 法

甲第1号証

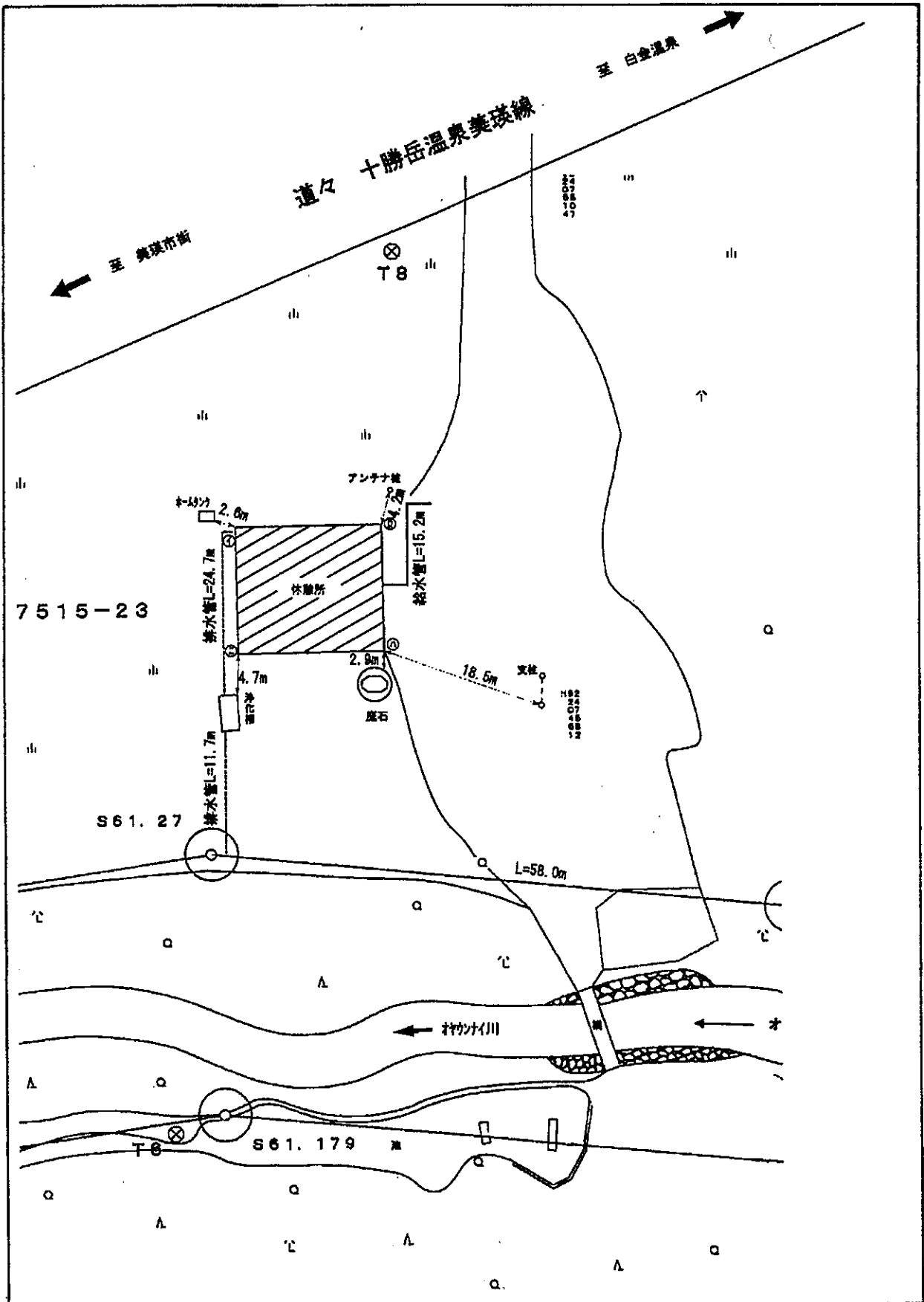
添 付 書 類

- | | |
|---------|------|
| 1 訴状副本 | 1 通 |
| 2 甲号証写し | 各2 通 |
| 3 委任状 | 1 通 |

物 件 目 録

- 1 所 在 上川郡美瑛町字美瑛原野
地 番 7 5 1 5 番 2 3
地 目 山林
地 積 6 2 4 2 6 m²のうち別紙図の①㊦㊧㊨㊩を順次結ぶ線内斜線部分
- 2 所 在 上川郡美瑛町字美瑛原野 7 5 1 5 番地 2 3
家屋番号 7 5 1 5 番 2 3
種 類 事務所
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建
床面積 1 階 1 2 5 . 3 5 m²
2 階 3 6 . 3 0 m²

物件目録1別紙図



報告第1号

専決処分について

平成29年第1回美瑛町議会臨時会において議決（平成29年2月3日 議案第4号）され、平成29年第4回美瑛町議会定例会において一部変更を議決（平成29年6月23日 議案第33号）された、請負契約の締結についての一部を地方自治法第180条第1項の規定により専決したので報告する。

平成29年8月7日 提出

美瑛町長 浜田 哲

専決年月日 平成29年7月5日

項目	変更前	変更後
工事名	町道白金美瑛線水楽橋道路災害復旧工事（仮設道路・旧橋解体）	同左
契約金額	72,381,600円	73,008,000円
契約先	美瑛町旭町1丁目6番17号 株式会社 丸善建設 代表取締役社長 濁沼 一三	同左
変更内容		工事数量の確定による増